



# 長野県報

3月31日(火)  
平成21年  
(2009年)  
号外

## 目次

### 条例

長野県県税条例等の一部を改正する条例(税務課) ..... 2

### 規則

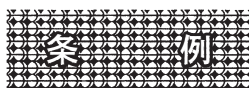
長野県県税に関する規則等の一部を改正する規則(税務課) ..... 15

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(子ども・家庭福祉課) ..... 62

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例(条例第29号)

- 1 地方税法の一部改正に伴い、自動車取得税及び軽油引取税を目的税から普通税としたほか、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成21年4月1日(一部の規定は、地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日)から施行します。



地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した長野県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

### 長野県条例第29号

長野県県税条例等の一部を改正する条例

（長野県県税条例の一部改正）

第1条 長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 削除」を

「第5節 自動車取得税（第42条－第53条）」に、

第5節の2 軽油引取税（第54条－第55条の22）」

「第1節 自動車取得税（第118条－第118条の11）」を

第2節 軽油引取税（第119条－第139条）」

「第1節及び第2節 削除」に改める。

第3条第1項第9号を同項第11号とし、同項第6号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、同項第5号の次に次の2号を加える。

(6) 自動車取得税

(7) 軽油引取税

第3条第2項中「次に掲げるもの」を「狩猟税」に改め、同条各号を削る。

第6条第2項第3号のウの(7)中「第699条の12第1項」を「第123条第1項」に改め、同ウの(イ)中「第699条の12第2項」を「第123条第2項」に、「第699条の18第1項」を「第129条第1項」に改め、同ウの(ウ)中「第699条の18第2項」を「第129条第2項」に改め、同ウの(エ)の(7)中「第119条第4項」を「第54条第4項」に、「第120条の2」を「第55条の2」に、「第700条の4の2第2項」を「第144条の4第2項」に改め、同エの(イ)中「第119条第5項」を「第54条第5項」に改め、同エの(ウ)中「第120条第1項第5号」を「第55条第1項第3号」に、同エの(エ)中「第120条第1項第5号」を「第55条第1項第5号」に、「第120条の2」を「第55条の2」に、「第700条の4の2第2項」を「第144条の4第2項」に改め、同項第4号のエ及びオを次のように改める。

エ 軽油引取税に係る徴収金にあつては、元売業者又は特約業者の主たる事務所又は事業所（これらの者の事務所又は事業所が県内に所在しない場合にあつては、これらの者からの引取りに係る軽油の主たる納入地（法第144条の2第1項に規定する納入地をいう。第55条の9において同じ。）の所在地

オ ゴルフ場利用税に係る徴収金にあつては、ゴルフ場の所在地

第18条の2第5項の表中「の額」を「の額が」に、「第4号まで」を「第5号まで」に改める。

第29条第3項を次のように改める。

3 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告

法人に限る。）の各事業年度又は各連結事業年度の開始の日前に開始した事業年度又は連結事業年度（当該各事業年度又は当該各連結事業年度の終了の日以前に行われた当該法人を合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この項及び第38条第2項において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項及び第38条第2項において同じ。）とする適格合併（法人税法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この項及び第38条第2項において同じ。）に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した事業年度又は連結事業年度を含む。）の法人税割につき地方事務所長が法人税に関する法律の規定によって更正された法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて法第55条第1項又は第3項の規定によって更正をした場合において、当該更正につき法第53条第40項の規定の適用があつたときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理法人税割額（既に同条第41項又は第44項の規定により還付すべきこととなつた金額及びこの項の規定により控除された金額を除く。）を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から同条第30項、第39項、第41項及び第44項の規定により控除し、又は還付し、若しくは充当する。

第29条第4項中「第53条第32項から第35項まで及び第40項から第42項まで」を「第53条第31項から第34項まで、第39項、第45項及び第46項」に改め、同条第5項中「第53条第42項」を「第53条第46項」に、「第53条第36項から第40項まで及び第43項」を「第53条第35項から第39項まで及び第47項」に改める。

第38条第2項を次のように改める。

2 事業を行う法人の各事業年度開始の日前に開始した事業年度（当該各事業年度終了の日以前に行われた当該法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した事業年度を含む。）の付加価値割、資本割、所得割又は収入割につき地方事務所長が更正をした場合において、当該更正につき法第72条の24の10第2項の規定の適用があつたときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理事業税額（既に同条第3項又は第7項の規定により還付すべきこととなつた金額及びこの項の規定により控除された金額を除く。）を前項の規定により申告納付すべき事業税額から同条第1項、第3項及び第7項並びに法第72条の24の11第5項の規定により控除し、又は還付し、若しくは充当する。

第40条の2第1項中「第118条の2の2」を「第44条」に改める。

第40条の12の5第1項中「協同組合連合会又は商店街振興組合」を「又は協同組合連合会」に改める。

第40条の12の6の見出し中「農地保有合理化事業に係る」を「農地保有合理化法人等の」に改め、同条第1項中「第4条第2項に規定する農地保有合理化法人」を「第8条第1項又は第11条の12に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」に、「合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に、「同項第1号」を「同法第4条第2項第1号」に、「当該合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改め、同条第2項中「合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に改める。

第40条の12の7第2項及び第3項中「合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に改める。

第40条の13の2第1項中「第2条第7項」を「第2条第3項」

に、同条第2項中「第2条第7項第1号」を「第2条第3項第1号」に改める。

第2章第5節を次のように改める。

#### 第5節 自動車取得税

(自動車取得税の納税義務者等)

第42条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課する。

2 前項の「自動車」とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車(施行令第42条に規定する自動車の付加物を含む。)をいい、同法第3条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち2輪のもの(側車付2輪自動車を含む。)を除くものとし、前項の「自動車の取得」には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他施行令第42条の2に規定する自動車の取得を含まないものとする。

(自動車取得税のみならず課税)

第43条 前条第1項の自動車(以下この節において「自動車」という。)の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得(以下この節において「自動車の取得」という。)と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があったときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は施行令第42条の2に規定する自動車の取得をした者(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。)以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合(当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。)においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、道路運送車両法第7条の規定による登録を受けたとき(当該登録前に第1項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。)、同法第60条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき(同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。)又は同法第97条の3の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

(特定非営利活動法人が譲り受けた自動車に係る自動車取得税の課税免除)

第44条 特定非営利活動法人が、その設立の日から5年以内に当該特定非営利活動法人の特定非営利活動に係る事業の用に供する自動車として知事が認めるものを無償で譲り受けた場合における当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

2 前項の規定による課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(自動車取得税の課税標準)

第45条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、施行規則第8条の14に規定するところにより算定した金額(以下この項において「通常の取引価額」という。)を前項の取得価額とみなす。

(1) 無償でされた自動車の取得

(2) 自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で施行令第42条の5第1項において読み替えて準用する施行令第5条第1項各号に掲げるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で施行令第42条の5第2項に規定するもの

(3) 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第553条の負担付贈与(被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第1002条第1項の負担付遺贈を含む。)に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

(4) 第43条第3項又は第4項の規定により自動車の取得があったものとみなされる場合における当該自動車の取得

(自動車取得税の税率)

第46条 自動車取得税の税率は、100分の3とする。

(自動車取得税の免税点)

第47条 自動車の取得価額が15万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の徴収方法)

第48条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第49条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第8条の15に規定する様式の申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

(1) 道路運送車両法第7条の規定による登録、同法第59条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)又は同法第97条の3の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

(2) 道路運送車両法第13条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時)

(3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の4第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)

(4) 前3号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 自動車取得税の納税義務者は、前項又は法第123条の規定により自動車取得税額を納付する場合(当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。)には、これらの規定による申告書又は規則で定める事項を記載した修正申告書に規則で定めるところにより証紙代金収納計器で当該

自動車取得税に係る徴収金に相当する金額の収納印の表示を受けてしなければならない。

- 3 自動車取得税の納税義務者は、自動車取得税額を納付する場合において、前項の証紙代金収納計器で収納印の表示を受ける納付の方法に代えて、当該収納印の表示の金額に相当する現金を納付することができる。

(自動車の取得の報告)

第50条 自動車の取得をした者は、当該自動車の取得価額が15万円以下である場合又は当該自動車の取得が法第115条第2項各号に掲げる自動車の取得若しくは第44条第1項に規定する自動車の取得である場合においては、前条第1項各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は日までに、施行規則第8条の15に規定する様式の報告書を知事に提出しなければならない。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

第51条 譲渡により担保の目的となっている財産(以下この条において「譲渡担保財産」という。)の権利者(以下この条において「譲渡担保権者」という。)が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保財産の設定者(設定者が交代した場合における新設定者を除く。以下第7項において同じ。)に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

- 2 知事は、自動車の取得者から自動車取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って当該自動車の取得に係る自動車取得税に係る徴収金の徴収を猶予する。
- 3 前項の規定による徴収の猶予をした場合には、その徴収の猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収の猶予をした期間に対応する部分の金額を免除する。
- 4 知事は、第2項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る自動車取得税について第1項の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消すものとする。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る徴収金を納付しなければならない。
- 5 自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。
- 6 前項の規定により自動車取得税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。
- 7 第2項の規定による申告は、規則で定める事項を記載した申告書に譲渡担保財産の取得であること及び当該譲渡担保財産が設定の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に移転されるものであることを証明するに足りる書類を添付して行うものとする。

(自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付又は納付義

務の免除)

第52条 自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で施行規則第8条の19に規定することにより、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、当該自動車の取得に対する自動車取得税額が既に納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除する。

2 前項の申請は、規則で定める事項を記載した申請書に自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で施行規則第8条の19に規定することにより当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を自動車販売業者に返還したものであることを証明するに足りる書類を添付して知事に提出して行うものとする。

3 前条第6項の規定は、第1項の規定により自動車取得税額を還付する場合について準用する。

(自動車取得税の減免)

第53条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、別に定める基準により自動車取得税を減免する。

(1) 日本赤十字社が救急自動車又は血液事業の用に供する自動車を取得した場合における当該自動車の取得

(2) 次に掲げる自動車(自家用の自動車1台に限る。)の取得で知事が必要と認めるもの

ア 身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)

第15条の規定により交付された身体障害者手帳又は戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により交付された戦傷病者手帳を有する者のうち歩行が困難なものに限る。以下この条及び第68条において同じ。)、知的障害者(知事の定めるところにより交付された手帳を有する者のうち歩行が困難なものに限る。以下この条及び第68条において同じ。))又は精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を有する者のうち歩行が困難なものに限る。以下この号において同じ。))が取得する自動車で、次に掲げる場合における当該自動車の取得

(7) 当該身体障害者、知的障害者又は精神障害者(以下この条及び第68条において「身体障害者等」という。)が専ら運転すると認められる場合

(イ) 当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が専ら運転すると認められる場合

(ウ) 当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)のために当該身体障害者等を日常的に介護する者(知事が認める者に限る。)が専ら運転すると認められる場合

イ 身体障害者等(身体障害者にあつては、18歳未満の者に限る。)と生計を一にする者が取得する自動車で、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が専ら運転すると認められる場合における当該自動車の取得

(3) 身体障害者等の利用に供するための構造を有する自動車のうち専ら身体障害者等の利用に供するためのものの取得で、



知事が必要と認めるもの

- (4) 身体障害者等の利用に供するための構造を有する自動車又は営業用で身体障害者が運転するための構造を有する自動車のうち専ら身体障害者が運転するものの取得で、知事が必要と認めるもの
- (5) 地方バス路線の運行維持のために知事が交付する補助により一般乗合用バスに代わるバスを取得した場合における当該バスの取得で、知事が必要と認めるもの
- (6) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わるべきものと知事が認める自動車の取得
- (7) 取得した自動車とその取得の日から1月以内に震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により滅失した場合における当該自動車の取得
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公的医療機関が自動車を取得した場合における当該自動車の取得で、知事が必要と認めるもの

2 前項の規定によつて自動車取得税の減免を受けようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明するに足りる書類を添付して、知事が定める期日までに、提出しなければならない。

3 第1項第2号の規定によつて自動車取得税の減免を受けようとする者は、前項の規定による申請書を提出する際道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を介護する者の運転免許証及び身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳、知的障害者に係る手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない。

第2章第5節の次に次の1節を加える。

#### 第5節の2 軽油引取税

(軽油引取税の納税義務者等)

第54条 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。)で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行つたものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前2項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油(炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、1気圧において温度15度で液状であるものを含む。以下この条、次条及び附則第17条の5において同じ。)で軽油又は揮発油(揮発油税法(昭和32年法律第55号)第2条第1項に規定する揮発油(同法第6条において揮発油とみなされるものを含む。)をいう。以下この条及び附則第17条の3において同じ。)以外のもの(同法第16条又は第16条の2に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下この条において「燃料炭化水素油」という。)を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量(法第144条の32

第1項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前3項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者(以下この項及び第55条の21において「石油製品販売業者」という。)が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量(法第144条の32第1項第1号若しくは第2号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、本県内に主たる定置場が所在する自動車の保有者(自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下この条及び第55条の21において同じ。)が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。)においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量(当該消費に係る炭化水素油(燃料炭化水素油にあつては、法第144条の32第1項第4号の規定により消費の承認を受け、又は同条第6項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。)に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合(特別徴収義務者が引渡しを行つた軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。)においては、その所有に係る軽油(引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第55条の19において同じ。)の数量(当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量)で施行令第43条の2で定めるところによつて算定したものを課税標準として、その者に課する。

(軽油引取税のみならず課税)

第55条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第1項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費若しく

は譲渡をする者又は輸入をする者(関税法(昭和29年法律第61号)第67条の輸入の許可を受ける場合には当該許可を受ける者をいう。)に課する。

- (1) 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- (2) 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- (3) 法第144条の6に規定する軽油の引取りを行つた者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡
- (4) 法第144条の6に規定する軽油の引取りを行つた者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- (5) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡
- (6) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入

2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油(自動車の内燃機関の用に供することができるものと認められる炭化水素油で施行令第43条の3に規定する炭化水素油を除く。)を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第1号又は第2号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

3 特約業者又は元売業者は、軽油を使用して軽油以外の炭化水素油を製造する場合においては、あらかじめ当該軽油の使用量並びに当該炭化水素油の種類及びその数量その他知事において必要があると認める事項を記載した届出書を地方事務所長に提出しなければならない。ただし、当該炭化水素油の製造が緊急を要する場合においては、事後に届出をすることができる。

4 第1項第3号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ、その譲渡をしようとする軽油の数量その他必要な事項を記載した施行令第43条の4第1項の届出書を当該軽油に係る法第144条の21第1項に規定する免税証(以下この節において「免税証」という。)を交付した地方事務所長に提出して施行令第43条の4第1項の承認書の交付を受けなければならない。

(軽油引取税の補完的納税義務)

第55条の2 法第144条の32第1項第1号又は第2号の規定に違反して承認を受けないで製造された軽油について、第54条第4項又は前条第1項第5号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者(以下この条において「納税義務者」という。)が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行つた者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で施行令第43条の5に規定するものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

(軽油引取税の課税免除)

第55条の3 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第55条の8第3項の規定による承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

- (1) 軽油の引取りで本邦から輸出として行われたもの
- (2) 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

第55条の4 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の施行令第43条の6に定める石

油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の同条に定める用途に供する軽油の引取りに対しては、第55条の11第4項の規定による免税証の交付があつた場合及び第55条の18第1項の規定による承認があつた場合に限り軽油引取税を課さない。

(軽油引取税の税率)

第55条の5 軽油引取税の税率は、1キロリットルにつき、1万5千円とする。

(軽油引取税の徴収の方法)

第55条の6 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第54条第3項から第6項まで又は第55条の規定によつて軽油引取税を課する場合及び特別の必要があつて知事が指定する場合における徴収については、申告納付の方法による。

2 法第144条の22第4項又は法第144条の25第5項の規定によつて軽油引取税を課する場合の徴収については、普通徴収の方法による。

(軽油引取税の特別徴収義務者)

第55条の7 軽油引取税の特別徴収義務者は、元売業者又は特約業者とする。

2 特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合は、その取消しの日に前項に規定する特別徴収義務者でなくなるものとする。

(軽油引取税の申告納入)

第55条の8 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から同月末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量(次項及び第55条の19において「課税標準量」という。)及び税額並びに第55条の3又は第55条の4の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した法第144条の14第2項の納入申告書を地方事務所長に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。

2 前項の課税標準量は、特約業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量から当該軽油の数量に100分の1を乗じて得た数量を控除して得た数量とし、元売業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量から当該軽油の数量に100分の0.3を乗じて得た数量を控除して得た数量とする。

3 第1項の場合において、第55条の3又は第55条の4の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、第55条の11第4項の規定により交付された免税証その他当該数量を証するに足りる書面を添付して地方事務所長の承認を受けなければならない。

4 次条第4項に規定する登録特別徴収義務者は、第1項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録)

第55条の9 軽油引取税の特別徴収義務者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を地方事務所長に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りでない。

- (1) 事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合 その日の5日前の日
- (2) 事務所又は事業所の営業を開始した後において特別徴収

義務者とされた場合 その日の5日後の日

- (3) その引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた場合(前2号に掲げる場合を除く。)その納入の日の属する月の翌月の末日
- 2 前項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- (2) 事務所若しくは事業所の名称、所在地及び代表者の氏名又は軽油の納入地
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項
- 3 地方事務所長は、前項の規定による申請書を受理した場合には、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知しなければならない。
- 4 登録特別徴収義務者(前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この条において同じ。)は、登録をした事項に変更を生じた場合においては、その変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更を申請しなければならない。
- 5 地方事務所長は、登録特別徴収義務者から第3項の登録の削除の申請があつたとき又は当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなつたときには、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を削除するものとする。
- 6 地方事務所長は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を削除することができる。
- (1) 当該登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が県内に所在しなくなつたこと。
- (2) 県内において1年以上当該登録特別徴収義務者からの軽油の納入が行われていないこと。
- 7 地方事務所長は、登録特別徴収義務者の登録を削除したときは、遅滞なく、その旨を当該削除に係る者に対し通知するものとする。
- 8 地方事務所長は、第1項又は第4項の規定による申請を受理した場合には、その申請をした者のうち県内に事務所又は事業所を有するもの又は有することになつたものに対し、それぞれの事務所又は事業所ごとに法第144条の16第1項の規定により証票を交付しなければならない。
- (軽油引取税に係る免税の手続)
- 第55条の10 法第144条の21第1項に規定する免税軽油使用者(以下この節において「免税軽油使用者」という。)は、同条第2項に規定する免税軽油使用者証(以下この節において「免税軽油使用者証」という。)の交付を受けようとする場合においては、同項に規定する申請書を、その交付を受けようとする地方事務所長に提出しなければならない。ただし、同条第1項ただし書に規定する場合にあつては、当該申請書に施行令第43条の15第13項に規定する届出書の写しを添付しなければならない。
- 2 地方事務所長は、前項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油(法第144条の21第1項に規定する免税軽油をいう。以下この節において同じ。)の用途が法第144条の6に規定する用途に該当しないときその他施行令第43条の15第15項に規定するときを除き、免税軽油使

用者証を交付する。

- 3 免税軽油使用者証の交付を受けた者(法第144条の21第2項後段の規定により2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者)が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証を交付した地方事務所長は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができる。
- 4 免税軽油使用者証の有効期間は、免税軽油使用者証を交付する地方事務所長が免税軽油使用者ごとに、免税軽油使用者証を交付した日から3年を超えない範囲内において定める。
- 5 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、その交付を受けた地方事務所長に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。
- 6 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなつたとき又は当該免税軽油使用者証の有効期間が満了したときは、遅滞なく、当該免税軽油使用者証をその交付を受けた地方事務所長に返納しなければならない。
- 第55条の11 免税軽油使用者が免税証の交付を受けようとする場合においては、その都度前条の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して法第144条の21第1項に規定する申請書を当該免税軽油使用者証を交付した地方事務所長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書に記載する免税軽油の数量は、18リットルを下らないようにするものとする。
- 3 第1項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証をとりまとめて提示するとともに、第1項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した施行令第43条の15第9項の明細書を添付しなければならない。
- 4 地方事務所長は、第1項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないときその他施行令第43条の15第16項に規定するときを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の数量の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。
- 5 免税軽油使用者は、前項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所又は事業所以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。
- 6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければならない。
- 7 免税証の有効期間は、免税証を交付する地方事務所長が免税軽油使用者ごとに、免税証を交付した日から1年を超えない範囲内において定める。
- 8 前条第6項の規定は、免税証について準用する。



(施行令第43条の15第13項の届出)

第55条の12 免税軽油使用者は、法第144条の21第1項ただし書及び施行令第43条の15第13項の規定により、その主たる事務所若しくは事業所又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所の所在地の地方事務所長又は都道府県知事に免税証の交付を申請する場合には、同項の届出書を当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所の所在地の地方事務所長に提出しなければならない。

(免税軽油の引取り等に係る報告義務)

第55条の13 免税軽油使用者証の交付を受けた者(法第144条の21第2項後段の規定により2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者。以下この条において同じ。)は、毎月末日までに(次項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに)、法第144条の27第1項に規定する報告書を当該免税軽油使用者証を交付した地方事務所長に提出しなければならない。ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油(免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行った免税軽油をいう。次項において同じ。)を保有していない場合は、この限りでない。

2 免税軽油使用者証の交付を受けた者のうち、引取りを行う当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の数量が少量であることその他の特別の事情があると認められるもの(規則で定める者に限る。)の前項の報告書の提出期限は、当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に記載された有効期間の末日(当該免税証をその有効期間内に返納した場合には、その返納した日)の属する月の翌月の末日とする。

(軽油引取税の徴収猶予の申請)

第55条の14 法第144条の29第1項の規定による徴収猶予の申請をする軽油引取税の特別徴収義務者は、申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを地方事務所長に提出しなければならない。

(軽油引取税の徴収不能額等の還付すべき額の充当)

第55条の15 法第144条の30第1項の規定により軽油引取税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

(軽油を返還した場合における措置)

第55条の16 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部又は一部が当該特別徴収義務者に返還された場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該特別徴収義務者は、当該軽油が返還された日から1月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を地方事務所長に提出しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の氏名又は名称
- (2) 返還された軽油に係る事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
- (3) 当該販売契約による軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量
- (4) 販売契約の解除の理由及び解除があつた年月日

(5) 返還に係る軽油の数量及び返還があつた年月日

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の31第1項の規定により、納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、還付申請書を地方事務所長に提出しなければならない。

3 前2項の場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があつたこと及びその数量を証するに足りる書類を添付しなければならない。

(免税軽油以外の軽油の引取りを行った後において当該引取に係る軽油を免税用途に供した場合における措置)

第55条の17 法第144条の21第8項に規定する免税取扱特別徴収義務者は、法第144条の31第4項又は第5項の規定により、軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、申請書を地方事務所長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次条第2項の規定により交付された承認書を添付しなければならない。

(法第144条の31第4項又は第5項の承認)

第55条の18 免税軽油使用者は、法第144条の31第4項又は第5項の規定により承認を受けようとする場合においては、承認申請書に次の各号に掲げる事項についてその事実を証するに足りる書類を添付して、免税証を交付した地方事務所長に提出しなければならない。

- (1) 免税軽油使用者が第55条の11第1項の規定により免税証の交付を申請した場合における当該申請に係る軽油の数量
- (2) 前号に掲げる軽油の数量のうち、当該地方事務所長が交付した免税証に係る軽油の数量
- (3) 免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要が生じた理由
- (4) 前号に掲げる軽油を免税用途に供した年月日及びその数量
- (5) 第3号に掲げる軽油の引渡しを行った軽油の販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称
- (6) 第3号に掲げる軽油について免税証の交付を申請することができなかつた理由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

2 地方事務所長は、前項の承認をした場合においては、承認書を同項の免税軽油使用者に交付する。

(軽油引取税の申告納付の手続)

第55条の19 第55条の6第1項ただし書の規定によつて軽油引取税を申告納付すべき納税者(第55条の22第1項において「納税者」という。)は、第54条第3項から第5項まで又は第55条第1項第1号、第2号若しくは第5号に掲げる者にあつては毎月末日までに、前月の初日から末日までの期間における当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量及び税額について、第54条第6項に掲げる者にあつては特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までに当該所有に係る軽油に係る軽油引取税の課税標準量及び税額について、第55条第1項第3号又



は第4号に掲げる者にあつては当該消費又は譲渡をした日から30日以内に当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量及び税額について、第55条第1項第6号に掲げる者にあつては当該軽油の輸入の時までに当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量及び税額について法第144条の18第1項の申告書を地方事務所長に提出し、及びその申告した税金をそれぞれ納付書によって納付しなければならない。

(軽油引取税の普通徴収の手続)

第55条の20 第55条の6第2項の規定によつて軽油引取税を徴収する場合においては、次の各号に掲げる者に対して、軽油引取税の納税通知書を交付する。

- (1) 法第144条の22第1項の者又は同条第2項の法人若しくは人
- (2) 法第144条の25第2項の者又は同条第3項の法人若しくは人

2 前項の場合における軽油引取税の納期は、納税通知書の定めるところによる。

(製造等の承認)

第55条の21 元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造業者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)及び自動車の保有者は、法第144条の32第1項の規定により製造等の承認を受けようとする場合においては、承認申請書を、製造等を行う場所(同項第4号に掲げる場合にあつては、当該自動車の主たる定置場)の所在地の地方事務所長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、地方事務所長は、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、同項の承認を与えるものとする。

(軽油引取税の減免)

第55条の22 知事は、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、自己の保有に係る軽油引取税の課税対象となつた軽油につき滅失その他これに類する損害を受けた納税者に対しては、当該軽油引取税のうち損害を受けた軽油に係る税を減免する。

2 前項の規定によつて軽油引取税の減免を受けようとする者は、知事が定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、地方事務所長に提出しなければならない。

- (1) 年度、月別及び税額
- (2) 減免を受けようとする事由

第57条第1項第1号のアの(7)中「附則第17条の2第1項」を「附則第17条の6第1項」に改める。

第68条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号のア中「(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳又は戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により交付された戦傷病者手帳を有する者のうち歩行が困難なものに限る。以下この条及び第118条の11において同じ。)、知的障害者(知事の定めるところにより交付された手帳を有する者のうち歩行が困難なものに限る。以下この条において同じ。))又は精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(規則で定めるものに限る。))を有する者のうち歩行が困難なものに限る。以下

この条において同じ。))を「等」に改め、同アの(7)中「、知的障害者又は精神障害者(以下この条及び第118条の11において「身体障害者等」という。))」を「等」に改め、同条第3項中「(昭和35年法律第105号)」を削る。

第3章第1節及び第2節を次のように改める。

第1節及び第2節 削除

第118条から第139条まで 削除

附則第4条の4第1項第3号中「、第41条の3の2」を削る。

附則第7条第3項第3号中「、第21条の2」を「、第21条の5第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額及び附則第7条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条の2」に改め、同条第4項中「平成20年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

附則第9条第3項第3号中「、第21条の2」を「、第21条の5第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額及び附則第9条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条の2」に改める。

附則第10条第1項及び第2項中「平成21年度」を「平成26年度」に改める。

附則第11条第4項第3号中「、第21条の2」を「、第21条の5第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額及び附則第11条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、第21条の2」に改める。

附則第14条第1項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第16条第1項及び第3項中「平成21年3月31日」を「平成23年3月31日」に改め、同条第5項中「平成19年8月6日から平成21年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成23年3月31日まで」に改め、「従つて事業の譲渡」の次に「若しくは資産の譲渡(当該計画に従つて行われる事業の譲渡と一体のものとして行われる資産の譲渡又は当該計画に従つて行われる他の資産の譲渡と併せて一の事業の譲渡とみなすことができる資産の譲渡として施行規則附則第3条の2の27に定めるものに限る。以下この項において同じ。))」を、「から事業の譲渡」の次に「若しくは資産の譲渡」を加える。

附則第16条の2中「の農地保有合理化法人」を「に規定する農地保有合理化法人等」に、「平成元年度」を「平成21年度」に、「平成元年4月1日」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日」に改める。

附則第16条の3第1項及び第3項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第17条の2第2項中「附則第17条の2第1項」を「附則第17条の6第1項」に改め、同条第3項中「(昭和54年法律第49号)」を削り、「施行令附則第10条の2」を「施行規則附則第5条の2第3項」に改め、同条を附則第17条の6とし、附則第17条の次に次の4条を加える。

(自動車取得税の税率の特例等)

第17条の2 自家用の自動車(第42条第1項の自動車をいう。以下この条において同じ。)で軽自動車(道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第46条の規定にかかわらず、100分の5とする。

- 2 第8項第1号若しくは第2号に掲げる軽油自動車又は法附則第12条の2の2第12項に規定する第1種省エネルギー自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得(法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行為されたときに限り、第46条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に4分の1を乗じて得た率とする。
- 3 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得(法附則第12条の2の2第2項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行為されたときに限り、第46条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。
- (1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量(以下この条において「車両総重量」という。)が3.5トンを超える軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第8項において同じ。)のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第2項に規定するもの
- ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則附則第4条の4第3項に規定するもの(以下この号において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合すること。
- イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- ウ エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第4条の4第4項に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。
- (2) 法附則第12条の2の2第13項に規定する第2種省エネルギー自動車
- 4 電気自動車(電気を動力源とする自動車であつて施行規則附則第4条の4第5項に規定するものをいう。)であつて初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行為されたときに限り、第46条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。
- 5 次に掲げる天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車であつて施行規則附則第4条の4第6項に規定するものをいう。以下この項において同じ。)であつて初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課

する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行為されたときに限り、第46条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

- (1) 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第7項に規定するもの(以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同条第8項に規定するもの
- (2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第9項に規定するもの(以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第10項に規定するもの
- 6 充電機能付電力併用自動車(次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第4条の4第11項に規定するものをいう。)であつて初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得(前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行為されたときに限り、第46条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.4を控除した率とする。
- 7 次に掲げる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則附則第4条の4第12項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第4条の4第13項に規定するものをいう。以下この項において同じ。)であつて初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得(前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行為されたときに限り、第46条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1.6(当該電力併用自動車バス又はトラックである場合にあっては、100分の2.7)を控除した率とする。
- (1) 車両総重量が3.5トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第14項に規定するもの
- ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項に規定するもの(以下この号において「平成17年電力併用軽量車基準」という。)に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が3.5トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第16項に規定するもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第17項に規定するもの(以下この号において「平成17年電力併用重量車基準」という。)に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

8 次に掲げる軽油自動車であって新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得(前3項、法附則第12条の2の2第12項又は第13項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、第1号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2(当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の1)を、第2号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2を、第3号に掲げる軽油自動車にあつては100分の1(当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の0.5)をそれぞれ控除した率とする。

(1) 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第18項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同条第19項に規定するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第20項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同条第21項に規定するもの

(3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車であつて施行規則附則第4条の4第22項に規定するもののうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同条第23項に規定するものに適合するもの

9 自動車の取得が平成30年3月31日までに行われた場合における第47条及び第50条の規定の適用については、これらの規定中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。

(軽油引取税に係るみなし揮発油の特例)

第17条の3 当分の間、第54条第3項に規定する揮発油には、租

税特別措置法第88条の6の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第17条の4 平成24年3月31日までに行われる法附則第12条の2の4第1項各号に掲げる軽油の引取りに対しては、第54条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次項において準用する第55条の11第4項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において準用する第55条の18第1項の規定による承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

2 第55条の10から第55条の13まで、第55条の17及び第55条の18の規定は、前項の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第55条の10第1項及び第2項並びに第55条の11第1項	法第144条の21第1項	法附則第12条の2の4第2項の規定において読み替えて準用する法第144条の21第1項
第55条の10第2項	法第144条の6に規定する	法附則第12条の2の4第1項各号に掲げる
第55条の10第3項及び第55条の13第1項	法第144条の21第2項後段	法附則第12条の2の4第2項の規定において準用する法第144条の21第2項後段
第55条の12	法第144条の21第1項ただし書	法附則第12条の2の4第2項の規定において準用する法第144条の21第1項ただし書
第55条の13第1項	法第144条の27第1項	法附則第12条の2の4第2項の規定において準用する法第144条の27第1項
第55条の17第1項	法第144条の21第8項	法附則第12条の2の4第2項の規定において準用する法第144条の21第8項
第55条の17第1項及び第55条の18第1項	法第144条の31第4項又は第5項	法附則第12条の2の4第2項の規定において読み替えて準用する法第144条の31第4項又は第5項
第55条の18第1項第1号	第55条の11第1項	附則第17条の4第2項の規定において読み替えて準用する第55条の11第1項

3 前2項の場合における第6条、第55条、第55条の6、第55条の8、第55条の14、第55条の19及び第55条の20の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第2項第3号のエ(ウ)及び第55条の19	第3号	第3号(附則第17条の4第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
	第4号	第4号(附則第17条の4第3項の規定により



		読み替えて適用される場合を含む。)
第55条第1項第3号及び第4号	法第144条の6	法第144条の6又は法附則第12条の2の4第1項
第55条第1項第4号	同条	これらの規定
第55条第4項	法第144条の21第1項	法第144条の21第1項(法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。)
第55条の6第1項	第55条	第55条(附則第17条の4第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第55条の6第2項	法第144条の22第4項	法第144条の22第4項(法附則第12条の2の4第3項の規定によりみなして適用される場合を含む。)
	法第144条の25第5項	法第144条の25第5項(法附則第12条の2の4第3項の規定によりみなして適用される場合を含む。)
第55条の8第1項	第55条の19	第55条の19(附則第17条の4第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第55条の8第1項及び第3項	又は第55条の4	若しくは第55条の4又は附則第17条の4第1項
第55条の8第1項	法第144条の14第2項	法第144条の14第2項(法附則第12条の2の4第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第55条の14	法第144条の29第1項	法第144条の29第1項(法附則第12条の2の4第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第55条の19	法第144条の18第1項	法第144条の18第1項(法附則第12条の2の4第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
	同条第2項	法第144条の22第2項(法附則第12条の2の4第3項の規定によりみなして適用される場合を含む。)
第55条の20第1項第1号	法第144条の22第1項	法第144条の22第1項(法附則第12条の2の4第3項の規定によりみなして適用される場合を含む。)

		合を含む。)
第55条の20第1項第2号	法第144条の25第2項	法第144条の25第2項(法附則第12条の2の4第3項の規定によりみなして適用される場合を含む。)
	同条第3項	法第144条の25第3項(法附則第12条の2の4第3項の規定によりみなして適用される場合を含む。)

(軽油引取税の税率の特例)

第17条の5 平成30年3月31日までの間に第54条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第55条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第54条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、第55条の5の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、32,100円とする。

附則第19条から附則第21条までを次のように改める。

第19条から第21条まで 削除

(長野県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長野県県税条例の一部を改正する条例(平成20年長野県条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改め、「第21号」の次に「。第11項及び第13項において「平成20年改正法」という。」を加える。

附則第5項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改める。

附則第9項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.2」に改め、同項各号を削る。

附則第11項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号。以下この項及び第13項において「平成20年改正法」という。)」を「平成20年改正法」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)第2条による改正後の平成20年改正法附則第3条第19項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.2」に改め、同項各号を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条中長野県県税条例第40条の12の6、第40条の12の7第2項及び第3項、第40条の13の2並びに附則第16条の2の改正規定並びに附則第7項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 第1条の規定による改正後の長野県県税条例(以下「新条例」という。)第29条第3項の規定は、この条例の施行の日(以下

「施行日」という。)以後にされる地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号。以下この項において「平成21年改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)第53条第40項の地方事務所長の更正に係る同項に規定する仮装経理法人税割額について適用し、施行日前にされた旧法に基づく仮装経理に係る更正(平成21年改正法第1条の規定による改正前の地方税法(第4項において「旧法」という。)第53条第30項又は第31項の地方事務所長の更正をいう。次項において同じ。)により減少した法人税割額については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新条例第29条第3項の規定は、地方事務所長が施行日前に旧法に基づく仮装経理に係る更正をした場合において、当該旧法に基づく仮装経理に係る更正を受けた法人につき施行日以後に新法第53条第42項各号に掲げる事実が生じたときについても適用する。この場合において、「及びこの項」とあるのは「及びこの項又は長野県条例等の一部を改正する条例(平成21年長野県条例第29号)第1条の規定による改正前の長野県条例第29条第3項」と、「同条第30項、第39項、第41項及び第44項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号。以下この項において「平成21年改正法」という。)附則第2条第3項の規定により読み替えて適用される法第53条第30項、法第53条第39項並びに平成21年改正法附則第2条第3項の規定により読み替えて適用される法第53条第41項及び第44項」とする。

(事業税に関する規定の適用)

4 新条例第38条第2項の規定は、施行日以後にされる新法第72条の24の10第2項の更正に係る同項に規定する仮装経理事業税額について適用し、施行日前にされた旧法に基づく仮装経理に係る更正(旧法第72条の24の10第1項に規定する更正又は同条第2項に規定する各事業年度の付加価値額、所得若しくは収入金額を減少させる更正をいう。次項において同じ。)により減少した付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額については、なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず、新条例第38条第2項の規定は、地方事務所長が施行日前に旧法に基づく仮装経理に係る更正をした場合において、当該旧法に基づく仮装経理に係る更正を受けた法人につき施行日以後に新法第72条の24の10第4項各号に掲げる事実が生じたときについても適用する。この場合において、「この項」とあるのは「この項又は長野県条例等の一部を改正する条例(平成21年長野県条例第29号)第1条の規定による改正前の長野県条例第38条第2項」と、「同条第1項、第3項及び第7項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)附則第3条第3項の規定により読み替えて適用される法第72条の24の10第1項、第3項及び第7項」とする。

(不動産取得税に関する規定の適用)

6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

7 農地法等の一部を改正する法律の施行の日前の第1条の規定による改正前の長野県条例(以下「旧条例」という。)第40条の12の6、第40条の12の7第2項及び第3項、第40条の13の2並びに附則第16条の2に規定する不動産の取得に対して課する不動

産取得税については、なお従前の例による。

8 施行日前に旧条例附則第16条第5項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の左欄に掲げる計画に従って事業の譲渡を受けた同表の右欄に掲げる者又は当該計画(同表第3号の左欄に掲げる計画を除く。)に従って同表の右欄に掲げる者から事業の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する規定の適用)

9 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する規定の適用)

10 新条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に新条例第54条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは新条例第55条第1項各号(第3号又は第4号を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新条例第54条第6項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。

11 施行日前に旧条例第119条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは旧条例第120条第1項各号(第3号又は第4号を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧条例第119条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

12 この条例の施行の際現にされている旧条例第120条第3項の規定による届出は、新条例第55条第3項の規定による届出とみなす。

13 この条例の施行の際現にされている旧条例第127条第1項の規定による特別徴収義務者の登録の申請は、新条例第55条の9第1項の規定による特別徴収義務者の登録の申請とみなす。

14 この条例の施行の際現に旧条例第127条第3項の規定により登録特別徴収義務者の登録を受けている者に係る同項の規定による当該登録特別徴収義務者の登録は、新条例第55条の9第3項の規定による登録特別徴収義務者の登録とみなす。

15 この条例の施行の際現にされている旧条例第127条第4項の規定による登録特別徴収義務者の登録の変更の申請は、新条例第55条の9第4項の規定による登録特別徴収義務者の登録の変更の申請とみなす。

16 この条例の施行の際現にされている旧条例第127条第5項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請は、新条例第55条の9第5項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請とみなす。

17 この条例の際現に旧条例第127条第8項の規定により交付を受けている証票は、新条例第55条の9第8項の規定により交付を受けた証票とみなす。

18 この条例の施行の際現にされている旧条例第128条第1項の規定による免税軽油使用者証の交付の申請は、新条例第55条の4に規定する用途に係る免税軽油使用者証の交付の申請にあつては新

条例第55条の10第1項の規定による免税軽油使用者証の交付の申請と、新法附則第12条の2の4第1項各号に掲げる用途に係る免税軽油使用者証の交付の申請にあつては新条例附則第17条の4第2項において読み替えて準用する新条例第55条の10第1項の規定による免税軽油使用者証の交付の申請とみなす。

19 この条例の施行の際現に旧条例第128条第2項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新条例第55条の4に規定する用途に係る免税軽油使用者証にあつては新条例第55条の10第2項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証と、新法附則第12条の2の4第1項各号に掲げる用途に係る免税軽油使用者証にあつては新条例附則第17条の4第2項において読み替えて準用する新条例第55条の10第2項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

20 この条例の施行の際現にされている旧条例第128条第5項の規定による免税軽油使用者証の書換えの申請は、新条例第55条の4に規定する用途に係る免税軽油使用者証の書換えの申請にあつては新条例第55条の10第5項の規定による免税軽油使用者証の書換えの申請と、新法附則第12条の2の4第1項各号に掲げる用途に係る免税軽油使用者証の書換えの申請にあつては新条例附則第17条の4第2項において準用する新条例第55条の10第5項の規定による免税軽油使用者証の書換えの申請とみなす。

21 この条例の施行の際現にされている旧条例第129条第1項の規定による免税証の交付の申請は、新条例第55条の4に規定する用途に係る免税証の交付の申請にあつては新条例第55条の11第1項の規定による免税証の交付の申請と、新法附則第12条の2の4第1項各号に掲げる用途に係る免税証の交付の申請にあつては新条例附則第17条の4第2項において読み替えて準用する新条例第55条の11第1項の規定による免税証の交付の申請とみなす。

22 この条例の施行の際現に旧条例第129条第4項の規定により交付を受けている免税証は、新条例第55条の4に規定する用途に係る免税証にあつては新条例第55条の11第4項の規定により交付を受けた免税証と、新法附則第12条の2の4第1項各号に掲げる用途に係る免税証にあつては新条例附則第17条の4第2項において準用する新条例第55条の11第4項の規定により交付を受けた免税証とみなす。

23 この条例の施行の際現にされている旧条例第130条の規定による届出は、新条例第55条の4に規定する用途に係る免税証の交付の申請をする場合における届出にあつては新条例第55条の12の規定による届出と、新法附則第12条の2の4第1項各号に掲げる用途に係る免税証の交付の申請をする場合における届出にあつては新条例附則第17条の4第2項において読み替えて準用する新条例第55条の12の規定による届出とみなす。

24 この条例の施行の際現にされている旧条例第138条第1項の規定による製造等の承認の申請は、新条例第55条の21第1項の規定による製造等の承認の申請とみなす。

25 この条例の施行の際現に旧条例第138条第2項の規定により地方事務所長の承認を受けている者に係る同項の規定による当該地方事務所長の承認は、新条例第55条の21第2項の規定による地方事務所長の承認とみなす。

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報を利用することができる事務を定める条例の一部改正)

26 住民基本台帳法に基づく本人確認情報を利用することができる事務を定める条例(平成20年長野県条例第32号)の一部を次のよ

うに改正する。

第2号中「自動車税、鉦区税、固定資産税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税」を「自動車取得税、軽油引取税、自動車税、鉦区税、固定資産税、ゴルフ場利用税」に、同号のイ中「第68条第1項第2号」を「第53条第1項第2号」に改める。

税 務 課